

世界農業遺産～制定20周年の歩み～と静岡の茶草場農法

農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課、静岡県経済産業部農業局お茶振興課

開催日：令和4年11月21日(月)～11月25日(金)(11月23日(水)は祝日のため休館)＜4日間＞開催

来場者：355人

内容：平成14年、国連食糧農業機関(FAO)により開始された世界農業遺産(GIAHS)制度は、令和4年で20周年を迎えました。今回の展示では、20年の歩みと静岡の伝統的な茶草場農法をご紹介しました。具体的には、世界農業遺産の認定制度や日本国内にある13の認定地域の、多様で地域性に富む伝統的な農林水産業の展示をパネル等で行いました。さらに世界農業遺産に認定されている「静岡の茶草場農法」が守り続ける「おいしいお茶作り」や「生物多様性の保全」について詳しく展示しました。



世界農業遺産の認定基準や、制定20周年の歩みの年表等をパネルで紹介、世界農業遺産(GIAHS)制度を解説した冊子等を配布



世界農業遺産として認定された国内13地域の認定年月、認定を受けた伝統的な農林水産業等をパネルで紹介、各地のパフレットを配布



国内認定地域の一つである静岡県掛川周辺地域について、認定を受けた「茶草場農法」をパネルで紹介、生産した緑茶等を展示



茶畑周辺のススキ、ササ等を刈り取り束ねて乾燥させた「かつぼし」(後に刻んで茶草場農法で使用)や、各地域の米等の生産物を展示



世界農業遺産制度の仕組みや、「茶草場農法」の実際の作業をわかりやすく解説した動画を大型モニターにより放映



「茶草場農法」で生産した緑茶等(展示室内で展示)について、来訪者の飲食体験のため、農林生協により農林水産省北別館入口で販売